

令和4年第2回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(6月14日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 神奈川県局設置条例 新旧対照表	1
2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	2
3 収入証紙に関する条例 新旧対照表	3
4 収入証紙に関する条例 新旧対照表	4
5 神奈川県手数料条例 新旧対照表	5
6 神奈川県手数料条例 新旧対照表	9
7 職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表	11

1 神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） スポーツ局 ア（略） （削除）</p> <p>（6）～（10）（略）</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） スポーツ局 ア（略） <u>イ 第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会に関する事項</u></p> <p>（6）～（10）（略）</p>

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第15条の4（略） （育児参加休暇） 第15条の5 任命権者は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。	第1条～第15条の4（略） （育児参加休暇） 第15条の5 任命権者は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。
2（略）	2（略）
第15条の6～第20条（略）	第15条の6～第20条（略）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第12条の4（略） （育児参加休暇） 第12条の5 教育委員会は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。	第1条～第12条の4（略） （育児参加休暇） 第12条の5 教育委員会は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。
2（略）	2（略）
第12条の6～第18条（略）	第12条の6～第18条（略）

3 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改正		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～20 （略）		1～20 （略）	
21 （略） <u>長期優良住宅建築等 計画等認定申請手数料</u> <u>登録住宅性能評価機 関による審査を受け た長期優良住宅建築 等計画等の認定申請 手数料</u> （略） <u>長期優良住宅建築等 計画等変更認定申請 手数料</u> <u>変更部分についての 登録住宅性能評価機 関による審査を受け た長期優良住宅建築 等計画等の変更認定 申請手数料</u> （略） <u>長期優良住宅建築等 計画等の認定を受け た地位の承継承認申 請手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第 2条	21 （略） <u>長期優良住宅建築等 計画認定申請手数料</u> <u>登録住宅性能評価機 関による審査を受け た長期優良住宅建築 等計画の認定申請手 数料</u> （略） <u>長期優良住宅建築等 計画変更認定申請手 数料</u> <u>変更部分についての 登録住宅性能評価機 関による審査を受け た長期優良住宅建築 等計画の変更認定申 請手数料</u> （略） <u>長期優良住宅建築等 計画の認定を受けた 地位の承継承認申請 手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第 2条
22～32 （略）		22～32 （略）	

4 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～24 （略）		1～24 （略）	
25 （略） <u>（削除）</u>	神奈川県手数料条例第2条	25 （略） <u>教育職員免許状有効</u>	神奈川県手数料条例第2条
<u>（削除）</u>		<u>期間更新手数料</u>	
（略） <u>（削除）</u>		<u>教育職員免許状有効</u>	
<u>（削除）</u>		<u>期間延長手数料</u>	
（略） <u>（削除）</u>		（略）	
<u>（削除）</u>		<u>教育職員免許状更新</u>	
（略）		<u>講習修了確認等手数料</u>	
26～32 （略）		<u>教育職員免許状修了</u>	
		<u>確認期限延期手数料</u>	
		<u>教育職員免許状更新</u>	
		<u>講習免除手数料</u>	
		（略）	
26～32 （略）		26～32 （略）	

5 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～41の3（略）			1～41の3（略）		
42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	(1)～(4)（略） (5) <u>一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合</u> 6万8,000円	42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1)～(4)（略） (新設)
		(6) <u>共同住宅等の維持保全のみを行う場合</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額ア <u>総戸数が5戸以内の共同住宅等</u> 16万円 イ <u>総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 26万円 ウ <u>総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 51万円 エ <u>総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 91万円 オ <u>総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> 160万円 カ <u>総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> 290万円 キ <u>総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u> 410万円 ク <u>総戸数が300戸を超える共同住宅等</u> 500万円			(新設)
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	登録住宅性能評価機	(1)～(4)（略） (5) <u>一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合</u>	43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	登録住宅性能評価機	(1)～(4)（略） (新設)

改 正			現 行		
<p>する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等（同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料</p>	<p>1万2,000円</p> <p>(6) 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 2万3,000円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 4万円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 6万1,000円</p> <p>エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 11万円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 17万円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 29万円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 36万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 40万円</p>	<p>する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>(新設)</p>
44 (略)			44 (略)		
45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項	<p>長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一戸建ての住宅の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合 3万4,000円</p> <p>(6) 共同住宅等の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等</p>	<p>45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正			現 行		
に該当する 場合を除 く。)		<p style="text-align: right;">8万円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超 え10戸以内の共同住 宅等</p> <p style="text-align: right;">13万円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超 え25戸以内の共同住 宅等</p> <p style="text-align: right;">25万5,000円</p> <p>エ 総戸数が25戸を超 え50戸以内の共同住 宅等</p> <p style="text-align: right;">45万5,000円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超 え100戸以内の共同住 宅等</p> <p style="text-align: right;">80万円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超 え200戸以内の共同住 宅等</p> <p style="text-align: right;">145万円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超 え300戸以内の共同住 宅等</p> <p style="text-align: right;">205万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超 える共同住宅等</p> <p style="text-align: right;">250万円</p>	該当する場 合を除く。)		
46 長期優良 住宅の普及 の促進に関 する法律第 8条第1項 の規定に基 づく長期優 良住宅建築 等計画等の 変更の認定 の申請に対 する審査(変 更部分につ いて同法第 6条第1項 第1号に掲 げる基準に 適合してい ることにつ き、あらか じめ登録住 宅性能評価機	変更部 分につ いての 登録住 宅性能 評価機 関によ る審査 を受け た長期 優良住 宅建築 等計画 等の変 更認定 申請手 数料	<p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 一戸建ての住宅の長 期優良住宅維持保全計 画を変更する場合</p> <p style="text-align: right;">6,000円</p> <p>(6) 共同住宅等の長期優 良住宅維持保全計画を 変更する場合 次に掲 げる共同住宅等の総戸 数の区分に応じそれぞ れ次に定める金額</p> <p>ア 総戸数が5戸以内 の共同住宅等</p> <p style="text-align: right;">1万1,500円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超 え10戸以内の共同住 宅等</p> <p style="text-align: right;">2万円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超 え25戸以内の共同住 宅等</p> <p style="text-align: right;">3万500円</p>	46 長期優良 住宅の普及 の促進に関 する法律第 8条第1項 の規定に基 づく長期優 良住宅建築 等計画の変 更の認定の 申請に対す る審査(変 更部分につ いて同法第 6条第1項 第1号に掲 げる基準に 適合してい ることにつ き、あらか じめ登録住 宅性能評価機	変更部 分につ いての 登録住 宅性能 評価機 関によ る審査 を受け た長期 優良住 宅建築 等計画 の変更 認定申 請手数 料	<p>(1)~(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正			現 行		
関による審査を受けたものに限り、44の項に該当する場合を除く。)		<u>エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 5万5,000円 <u>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> 8万5,000円 <u>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> 14万5,000円 <u>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u> 18万円 <u>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等</u> 20万円	による審査を受けたものに限り、44の項に該当する場合を除く。)		
47 (略)			47 (略)		
48 (略)	長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料	1,700円	48 (略)	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料	1,700円
48の2～66 (略)			48の2～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		

6 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～8（略） 9 教育委員会関係			別表（第2条関係） 1～8（略） 9 教育委員会関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与並びに同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	教育職員普通免許状授与等手数料	3,300円	1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第2項並びに第16条の2第1項及び第2項の規定に基づく普通免許状の授与並びに同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	教育職員普通免許状授与等手数料	3,300円
2・3（略）			2・3（略）		
4 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定	教育職員検定手数料	1,700円	4 教育職員免許法第6条第1項及び第4項の規定に基づく教育職員検定	教育職員検定手数料	1,700円
(削除)			4の2 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	教育職員免許状有効期間更新手数料	3,300円
(削除)			4の3 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員免許状有効期間延長手数料	2,000円
5・6（略）			5・6（略）		
(削除)			6の2 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年	教育職員免許状更新講習修了確認等手数料	3,300円

改 正			現 行		
			法律第98号) 附則第2条第2項又は第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の課程の修了に関する確認		
(削除)			6の3 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期	教育職員免許状修了確認期限延期手数料	2,000円
(削除)			6の4 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項括弧書の規定に基づく免許状更新講習の免除	教育職員免許状更新講習免除手数料	3,300円
7～9 (略)			7～9 (略)		
10・11 (略)			10・11 (略)		

7 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第2条の3（略） （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号アに掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u></p> <p><u>（1） 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p><u>（4） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>（削除）</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>第1条～第2条の3（略） （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子が1歳6か月に達する日の翌日（当該子が1歳6か月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き非常勤職員として採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（1）・（2）（略）</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</u></p> <p>第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p><u>（5） 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員</u></p>

改 正	現 行
<p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>任期を定めて採用された職員については、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事情</u></p> <p>ア <u>任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任命権者を同じくする職若しくは県機関における職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、任命権者を同じくする職に限る。）に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするこ</u> <u>と。</u></p> <p>(削除)</p> <p>イ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める</p>	<p><u>が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について人事委員会規則で定めるところにより任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>非常勤職員については、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事情</u></p> <p>ア <u>任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）が、当該任期が更新されたことに伴い、当該任期の末日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう</u> <u>とすること。</u></p> <p>イ <u>任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）が、当該任期が満了した後、引き続き非常勤職員として採用されたことに伴い、当該採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするこ</u> <u>と。</u></p> <p>ウ (略)</p>
<p>期間)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第3条の2 <u>育児休業法第2条第1項第1号の条</u> <u>例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	<p>第4条～第22条 (略)</p>
<p>第4条～第22条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)</p>	<p>第4条～第22条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)</p>
<p>第23条 (略)</p> <p>2 <u>育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の6分</u> <u>の1に相当する月数」とする。</u></p>	<p>第23条 (略)</p> <p>2 <u>育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分</u> <u>の1に相当する月数」とする。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

改 正	現 行
第24条～第34条 (略)	第24条～第34条 (略)